

■令和5年度第6回（第331回）都市経営戦略会議結果概要

【日 時】 令和5年11月22日（水） 午後4時25分～午後5時00分

【場 所】 政策会議室

【出席者】 市長、日野副市長、高橋副市長、小川副市長、水道事業管理者、教育長
都市戦略本部長、総務局長、財政局長、環境局長、総合政策監

【議 題】 西部環境センター焼却施設の段階的稼働停止について

< 提 案 説 明 >

西部環境センター焼却施設の段階的稼働停止について、環境局から次のような説明があった。

- ・ 本議題は、廃棄物処理施設4ブロック3体制へ円滑かつ安全に移行するため、段階的に西部環境センターの稼働を停止する方針に変更してよろしいか、審議をいただくものである。
- ・ これまでの経緯について説明する。「平成30年3月の都市経営戦略会議」において、適正な廃棄物処理を継続していくため、廃棄物処理施設を統廃合し、4ブロック3施設体制移行を決定した。
- ・ 次に、令和5年3月に、「第4次さいたま市一般廃棄物処理基本計画の改定」を行い、大きく変化を続けている社会情勢に対応するため、より効果的なごみの減量や資源化施策の実行を位置付けた。
- ・ この改定計画に基づき、ごみの減量化を進め4ブロック3体制に円滑に移行する事を最大の目的とし、市内のごみの総排出量を令和9年度までに年間390,867トン以下とする目標数値として定めた。
- ・ また、令和4年度の実績としては、1人1日当たりの総排出量及びごみ総排出量は目標を達成しているが、焼却量は約3,000トン超過しており、現時点においては令和7年度の3施設体制移行時の処理能力を約18,000トン超過している状態である。
- ・ 今後のごみ減量施策と削減量について説明する。当初計画を前倒しして実施する事業として、木くずの受入基準の見直し事業やプラスチック類リサイクルの拡大事業を実施する。
- ・ その他、不断の減量施策を行い、3施設体制へ円滑に移行できるよう排出量を抑制するための様々な減量施策を確実に実施してまいりたい。
- ・ 基本計画改定版に基づき着実に減量を進めているが、2つのリスク要因があると考えている。
- ・ 1つ目は、焼却量の見通しとしてアフターコロナによる事業活動の再開など社会情勢の変化が加わり、令和7年度までにごみの焼却量が施設処理能力を下回るか予測が難

しく不透明な点である。

- ・ 2つめは、予測が不透明な状況下で不測の事態が発生し、ごみの処理が滞る危険性がある点である。
- ・ リスク要因を踏まえてリスク回避策を検討し、4つの案に絞り込んだ。稼働日数を増やし焼却量を確保する案、市外民間焼却施設へ委託する案、及び既存施設の有効活用する案を順次説明する。
- ・ プラン1は、既存施設の稼働日数を増やし焼却量を確保するもの。現時点で年間処理量を超えている約18,000トンのうち、サーマルエネルギーセンターの災害廃棄物分を活用しても不足が生じる分約8,000トンを、国の基準を超える日数を稼働させ、処理をする案となっている。こちらは、方針変更を検討するきっかけでもあり、既存3焼却施設の事故や緊急停止の増加が想定され、実現性が低いと考えている。
- ・ プラン2は、西部環境センターの焼却を停止し、積替え保管施設に改造して市外民間焼却施設に処理委託するもの。こちらの案についても、高コストで施設整備に時間を要するなど課題や不確定要素が多いことから、実現性が低いと考えている。
- ・ プラン3は、西部環境センターを段階的に稼働停止するもの。施設の起動・停止等を極力減らすことで、安定的な運用が可能となることから、稼働日数を必要最低限とし2炉を同時稼働させ、年間約40,000トン処理する。メリットとして、ごみ減量施策の効果を適切な時期に見極めることができる点や、一定の余力を確保できることから、不測の事態が発生しても市単独で処理を継続することが可能となるなど、実現性が高いと考えている。
- ・ プラン3を検討する際、a・b案のケースごとに、どちらが効率的な稼働継続ができるかを検討した。a案は2炉整備し、1炉交互稼働し年間約27,000トン処理する方法。b案は2炉整備し、2炉同時稼働し稼働日数を減らし、年間約40,000トン処理する方法である。
- ・ 検討の結果、b案について、処理量の増加に伴う焼却灰等の残渣処分経費はかさむが、収集コストの削減や発電に伴って電気代の削減が図れることから、b案の方が優位であると判断した。
- ・ プラン4は、東部環境センターを段階的に稼働停止する案。対応策やメリットはプラン3と同様だが、解決に時間や費用などを要するためデメリットが多く、実現性が低いと考えている。
- ・ また、基本計画改定版、プラン2及び3について、全焼却施設の3年間に要する合計額の比較を行った。プラン3については、その施設改修費を事後保全の考え方とし、3年間均等に約3.6億円の枠のみ計上し、不測の事態が発生しなかった場合については、不用額とすることとした。
- ・ 西部環境センターを稼働延長することで、緊急修繕用の3.6億円を含め、年間約12.3億円必要となるが、一方で収集体制見直しの費用が約4億円削減されることで、当初の基本計画改定版に比べ、年間約8.3億円の経費増額となり、3年間トータルで約25億円、緊急修繕が発生しない場合であっても約15億円の経費増となる。
- ・ 3施設体制への移行を円滑に行うためのリスクヘッジとしては、市民生活への影響を考慮すると、プラン3の西部環境センターを段階的に停止する対策案を採用したい

と考えている。

- ・ 今後の方向性について、①3施設体制に移行する令和7年度から3年間、暫定的に西部環境センターで焼却できる体制を整え、②ごみ排出量を最大限抑制するための様々な減量施策を前倒しで実施し、③処理量の推移を注視し、令和8年度には2年間の再延長の可否を判断することとしたい。なお、再度2年間の延長が必要と判断した場合には、更なる減量施策を推進し、令和11年度末には西部環境センターを廃止する。

＜ 意 見 等 ＞

- ・ ごみの減量については、スケジュールありきで進めるのではなく、啓発等も含めてやっていく必要がある。西部環境センターについては、使っていて故障したら修理する、故障がなければ予算を使わなくて済むという理解で良いのか。

→そのとおり。

- ・ 必ず3年の稼働延長をするのか。例えば、途中でごみ減量の目標値を達成した場合はどうなるのか。

→ごみ処理量が1年間継続して処理能力を下回れば早めに停止できる。分別されていないごみも多いので、市民向けにごみ分別に関する啓発もしっかりとやっていきたい。

＜ 結 果 ＞

環境局発議の西部環境センター焼却施設の段階的稼働停止について、原案のとおり了承とする。

ただし、以下の点について留意すること。

- ・ 段階的稼働停止期間内でごみ焼却量を確実に減らせるよう、減量施策を着実に実施すること。

また、段階的稼働停止期間内に前倒しでごみ減量を達成し、3センター体制移行への見通しがついた場合は、速やかに西部環境センター焼却施設を停止すること。

＜ 会 議 資 料 ＞

西部環境センター焼却施設の段階的稼働停止について